売　買　単　価　契　約　書（案）

　長野県千曲川流域下水道事務所長　松林　孝文（以下「売払人」という。）と○○○○○○○○　代表取締役　○○○○（以下「買受人」という。）は、次の条項により、千曲川流域下水道上流処理区終末処理場の改築更新工事に伴い発生した物品（以下「売却物品」という。）の売買単価契約を締結する。

（総則）

第１条　売払人、買受人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　買受人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（売却物品の名称、数量及び契約金額）

第２条　売却物品の名称、数量及び契約金額は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 予定数量 | １kg当たり単価 | うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 |
| 鉄くず | 80,000 kg | ○円×110／100 | ○円×10／100 |
| 解体ステンレス | 1,800 kg | ○円×110／100 | ○円×10／100 |
| ケーブル | 1,600 kg | ○円×110／100 | ○円×10／100 |

（引渡し期間等）

第３条　売却物品の引渡し期間及び引渡し場所は、次のとおりとする。

(1) 引渡し期間　契約締結日から30日以内とする。

(2) 引渡し場所　千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

（契約保証金）

第４条　買受人は、契約保証金○○○○円をこの契約締結と同時に売払人に支払うものとする。（ただし財務規則第143条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。）

２　売払人は、第３条に規定する期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

（売払物品の引き渡し及び検査）

第５条　買受人は、契約書に掲げる引渡し期間内において、売払人が用意した売却物品の全量について自らその重量を計量し、その引渡しを受けるものとする。

２　売却物品の重量の計量は、計量法（平成４年法律第51号）第16条第１項の規定により適合する質量計により買受人が行うこととする。

３　計量にあたっては、第２条の内訳の種類毎に集計すること。

４　売払人は、買受人から前項の引受完了報告書（様式１）の提出があったときは、その検査を行い、合格したときは引渡しを完了したものとする。

（売買代金の支払）

第６条　売払人は、前条の規定により売却物品の引渡しを行った後、支払条件に基づき、各契約単価に前条の規定により引渡した当該売却物品の数量を乗じて得た金額の合計額（その額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）の納入通知書を作成し、買受人に送付するものとする。

２　買受人は、売払人から納入通知書を受領したときは、納入通知書に記載されている納入期限までに代金を支払うものとする。

（危険負担）

第７条　規定による引渡し前に生じた売却物品の亡失又はき損による損害は、売払人の負担とする。

（権利義務の譲渡、承継）

第８条　買受人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、売払人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（事情変更による契約の変更）

第９条　この契約の締結後において、経済状況の変動により契約内容が著しく不適当となったときは、売払人と買受人が協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

（契約解除）

第10条　売払人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 買受人が、その責に帰すべき事由により、引渡し期間内に売却物品の引渡しを受けないとき又は引渡しを受けることができないと明らかに認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する「暴力団」又は同条第６号に規定する「暴力団員」が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に買受人が該当する旨の通報を警察当局から売払人が受けた場合。

(3) 前各号の場合のほか、買受人がこの契約に違反したとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第11条　売払人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、買受人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（債務不履行の損害賠償）

第12条　買受人は、その責に帰すべき事由により、第６条第２項に規定する期限までに契約代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約代金に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

２　買受人は、第10条及び前条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金の額に相当する額を違約金として売払人に支払わなければならない。

３　売払人は、前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

４　買受人は、第１項又は第２項の場合において、売払人の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても売払人に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第13条　買受人は、第11条の各号のいずれかに該当するときは、売払人が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他売払人が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、売払人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第14条　買受人は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第15条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、売払人と買受人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、売払人と買受人が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　売払人　　長野市真島町川合1060-1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長野県千曲川流域下水道事務所

　所　長　　　　松　林　孝　文

　　　　　　　　　　　　　買受人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印